

第16回 白川・東白川地域公共交通活性化協議会会議録

1.開催日時

令和2年9月4日（金）午後2時55分から午後4時25分まで

2.開催場所

白川町役場分館3階 大会議室

3.委員等数

(1) 委員の現在数

32人

(2) 出席委員 26人

| 所 属 等 | 氏 名 |
|------------------------|-----------|
| 白川町長 | 横 家 敏 昭 |
| 東白川村長 | 今 井 俊 郎 |
| 白川町議会議長 | 渡 邊 昌 俊 |
| 東白川村議会議長 | 樋 口 春 市 |
| 公益社団法人岐阜県バス協会事務局長 | 上 嶋 英 樹 |
| 濃飛乗合自動車株式会社事業管理部計画管理課長 | 有 路 秀 彦 |
| 岐阜県交通運輸産業労働組合協議会 | 山 下 光 生 |
| 大新東株式会社 | 佐 藤 久 仁 |
| 東海旅客鉄道株式会社美濃太田駅長 | 岡 本 章 |
| 白川町自治協議会長会会長 | 佐 藤 滋 |
| 白川町商工会長 | 古 田 文 英 |
| 白川町観光協会 | 細 江 辰 男 |
| 白川町老人クラブ連合会長 | 細 江 照 男 |
| 白川町公共交通利用者代表 | 笹 本 恵 子 |
| 白川町校長会会長 | 瀬 瀬 眞 彦 |
| 白川町社会福祉協議会推薦高齢者生活実態精通者 | 安 江 知 加 子 |
| 東白川村区長会 | 樋 口 新 祐 |
| 中部運輸局岐阜運輸支局首席運輸企画専門官 | 久 世 真 |
| 中部地方整備局岐阜国道事務所管理第一課長 | 中 村 澄 之 |
| 加茂警察署交通課交通課長 | 村 嶋 憲 二 |
| 都市公園整備局地域交通係長 | 古 田 光 |

| | |
|------------------|------|
| 名古屋大学大学院環境学研究科教授 | 加藤博和 |
| 白川町副町長 | 佐伯正貴 |
| 東白川村参事 | 桂川憲生 |
| 白川町役場建設環境課長 | 藤井充宏 |
| 東白川村役場建設環境課長 | 有田尚樹 |

(3) 欠席委員 6人

| 所属等 | 氏名 |
|-------------------------|------|
| 岐阜県タクシー協会指名白川タクシー株式会社社長 | 土井寿敏 |
| 白川町中学校PTA役員 | 中嶋英隆 |
| 白川町バス通学高校生保護者代表 | 杉山周三 |
| 東白川村老人クラブ連合会代表 | 安江力男 |
| 東白川村高校生保護者会代表 | 安江淳 |
| 可茂土木事務所施設管理課長 | 堀場一彦 |

(4) オブザーバー参加

| 所属等 | 氏名 |
|---------------|------|
| 白川地区地域部会長 | 今井和秀 |
| 白川北地区地域部会長 | 長尾隆 |
| 蘇原地区地域部会長（代理） | 山口多利 |
| 黒川地区地域部会長 | 藤井秀男 |
| 佐見地区地域部会長 | 田口一成 |

4. 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

副会長あいさつ

(3) 報告事項

- ①濃飛バス白川東白川線のダイヤ改正及び白川中央線の停留所新設について
- ②おでかけしらかわ・ひがししらかわ「Free Wifi」の運用開始について

(4) 協議事項

- ①「おでかけしらかわ・ひがししらかわ」の見直しについて
- ②町営自家用有償旅客運送の更新登録申請について

③試験運行「おでかけしらかわ・ひがししらかわサポート便」の見直しについて

(5) その他

①しらかわ・ひがししらかわ道の駅レシートラリー2020について

(6) 閉会

5.協議内容

(長尾弘巳 白川町役場企画課長)

定刻前ではございますが、皆様お揃いになりましたのでただいまから第16回、白川東白川地域公共交通活性化協議会を開催させていただきます。

まだまだ残暑厳しい中、また足元の悪い中、夕刻の会議ということでお集まりいただきまして本当にありがとうございます。コロナ対策ということで前回の会議と同様に密を避け換気をしながらの会議ということでご協力いただきますようお願いいたします。

それではここで会長の白川町長横家敏昭が挨拶を申し上げます。

(会長 横家敏昭白川町長)

こんにちは。台風10号の来襲ということで非常に心配をされるところでございますけれども、町内及び東白川の委員の皆様方にご参集をいただきました。本当にお忙しいところありがとうございます。本日は来月から新たに更新する町営自家用有償運送の内容についてご協議をいただくわけでございます。皆さん方の忌憚のないご意見を賜りながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

(長尾弘巳 白川町役場企画課長)

それでは続きまして、副会長をお務めいただいております今井俊郎東白川村長からご挨拶をいただきます。

(副会長 今井俊郎東白川村長)

皆さんこんにちは。お疲れさまでございます。

本日の会議については会長からお話があった通りでございますけど、白川町も東白川村も8月というのは大変な月でしたので皆さんの気持ちが沈んでいるのではないかと思っています。これからは台風シーズン到来ということで自然災害に対する備えが必要です。将来に向かってこの公共交通を確保するというのも重要な役割だと考えております。皆様方のお陰でこの取り組みがここまで充実してきました。有償運送の更新の時期ということで、更に当地域の住民にとってより良いものになるようよろしく願いを申し上げまして挨拶とします。

(長尾弘巳 白川町役場企画課長)

ありがとうございました。

同じく、副会長をお務めいただいております名古屋大学の加藤先生よろしく申し上げます。

(副会長 加藤博和名古屋大学大学院教授)

名古屋大学の加藤です。12時20分頃まで名古屋市役所で会議の司会をやっていました。実は名古屋は大雨でして、午前中にメールでも見たのですが図書館が浸水したとかですね、うちの大学もちょっと被害があったようです。ただ、そのときは市役所にいたので状況は確認できないのですが、今日帰ってまた確認しないといけないことがあるのかなと思っていました。そういう状況でJRも名鉄も止まっていたので白川まで来られるのかなと思ったのですが、うまく乗り継ぎをして問題なく来られました。高山線は特急ひだの影響で20分くらいダイヤが遅れました。白川口駅に到着したら濃飛バスの運転手さんが駅で待っておられまして私も100円を払ってここまで来ることができました。濃飛バスさんが駅で待っていてくれたことは個人的には感激しました。

すみません、少し長くなってしまいますが、今日はクロスタクシーという一般社団法人が発足する設立総会イベントをやっているということでオンラインでその様子をずっと聞いてきました。代表の近藤さんという、徳島のタクシー会社、電腦交通というタクシー会社ですけど、そこの社長がどうしても聞いて欲しいと言うので高山線からずっと聞いてきました。このイベントで一貫して言っているのは、このままでいったらタクシーはなくなるから我々が頑張って何とかしなきゃいけないってことです。ですが、実は私はタクシーがない町にこれから行って仕事をしようとしており改めてやりがいを感じたところです。そういうふうに思いを新たにしました。そんなことを思いながら来たってということで今日もちょうど議題でできますけど細かい見直しもありますし、これからまた更に一段やっぴいかなきゃいけないこともあります。タクシーがないということで今後更に交通基盤をきちんとしていくってことをやらなきゃいけないということです。私自身も取り組んでいきますし、皆さんも気づいた点などご意見いただいて、よりよい方向に進めていければいいなと思って今日参りました。今日の会議もよろしく申し上げます。

(長尾弘巳 白川町役場企画課長)

ありがとうございました。

それでは、これから議事に入ってまいります。協議会の進行は座長の白川町副町長佐伯の方で進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

白川町の佐伯です。よろしくお願ひいたします。スムーズな進行にご協力いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

初めにまず報告事項を2点ございますので一括して事務局から説明をお願いします。

(高木大輔 企画課企画係主査)

白川町役場企画課の高木と申します。私の方から資料に沿って説明をさせていただきますのでお願ひいたします。

まず、報告事項の1点目の濃飛バス白川東白川線のダイヤ改正及び白川中央線の停留所新

設について資料は3ページになりますのでお願いいたします。

資料1として白川東白川線のダイヤ改正の案ということで時刻表を載せております。

こちらは10月の1日からの改正案となっております。赤い文字で①②と書いておりますがまず①の方で白川東白川線が白川口駅を13時台に出発したバスが14時35分になっておりますが、現在の運行ではJRの列車の方に乗り継ぐことができない設定となっておりますのでこちらを乗り継ぎ可能とするために運行開始を5分早める改正をしております。

また、こちらの運行につきましては、白川中央線のよいいちからマツオカへ向かう便につきましても、白川東白川線の白川口駅へ乗り継ぐことができる設定としておりましたので、白川中央線の時刻も同じように5分早めるということにしております。

また②のところになります。時刻表の中で現在より10分遅らせるということに改正をしております。こちらについては13時15分左側の黄色く塗ってある時刻ですけれども、ここから運行を開始して、運転手さんが連続で3時間ほど運転をするというような今の状況となっております。ここで10分遅らせることで10分間の休憩を挟んで連続での運転時間というのは約2時間程度に抑えて運転手さんの負担を軽減し、全体の運行の安全性を高めるというための改正としております。

続きまして4ページをお願いいたします。時刻表の中で赤い太い線で囲ってある部分が先ほどの東白川線に合わせて5分早める運行の時間となっております。

青字で書いてあります部分が新しく停留所を設置するということになります。林道口と加屋の間に羽柄橋という名前の停留所を新しく置くということにしています。こちらは利用者からの要望により新しく濃飛バスさんに設置していただくということにしております。場所につきましては5ページに写真が載っていますのでご確認ください。両方向にそれぞれ待避所がございますのでそこにポールを置くという案となっております。

本日欠席をされておりますが、道路管理者の可茂土木事務所からは、こちらの場所を使うことについて問題はないということで、事前に意見をいただいております。

次に2点目のフリーWi-Fiの運用開始についてですが、6ページをお願いいたします。

フリーWi-Fiの導入につきましては前回の協議会でもお話しをさせていただいております。予約制バス、JR接続便のスクールバス、濃飛バスの車両にフリーWi-Fiが使えるようにということで進めてまいりました。今月中旬を目途に、運用を始める見込みとなっております。

また、この運用の開始の周知につきましては、おでかけしらかわのホームページとチラシをそれぞれ車内へ置くということ、高校生の利用が多いと思っておりますので、高校生の方については運転手さんの方から直接配っていただいて、説明をしていただくというようなことを考えております。報告事項の説明につきましては以上です。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

説明が終わりました。

皆さんからの質問ご意見があれば発言をいただきたいと思っております。

(加藤博和 名古屋大学大学院教授)

聞き流したかもしれませんが、羽柄橋のバス停の設置について警察さんはこれでよろしいということでしょうか。

(村嶋憲二 加茂警察署交通課交通課長)

加茂警察署交通課長の村嶋と申します。

今お話しのありましたバス停の設置に関しましては、今後道路使用許可申請していただくという形で担当者間で進めているということを私も聞いています。ただ一つだけ可茂土木事務所さんが場所の利用は可能ということで大丈夫なんですけれども、安全性確保のために交差点の角切りからバス停までの間に 10 m の距離を確保していただきたいということになります。北側は概ね交差点から 15 m そもそも離れていますので可能かなと思います。もう一つ南側ですが、交差点の角切りから停留所のポールまでに 10 m 離していただきたいというお願いをさせていただきたいと思います。バス停留所の安全確保に向けた取り組みや対策というものがあまして安全性を高めるために横断歩道から 5 m 以上を開けてバスの車体が止まるようにしてくださいというルールがあります。ルールといいますか 5 m 以上の距離を保てないところは対策を講じていきましょう、ということをバス協会を中心にやっているところです。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

その他はよろしいでしょうか。それでは、報告事項につきましては報告させていただきましたとおり進めて参りますのでお願いします。

それでは協議事項でございますが本日は 3 点ございます。まず 1 点目のおでかけしらかわ・ひがししらかわの見直しについて事務局から説明をお願いします。

(高木大輔 企画課企画係主査)

それでは資料の 7 ページをお願いいたします。おでかけしらかわ・ひがししらかわの 10 月 1 日からの改正案です。まず 1 点目の運賃の種類追加ということですが、現在の予約制バスの運賃は 1 日乗車券という設定のみですが資料にありますように 1 乗車運賃というものを新たに追加したいと考えております。

こちらにつきましては、白川町の各地域部会から出された要望でありまして金額の考え方としましては、1 日乗車券の半額ということで片道分というような設定にしております。

ただし、この 1 乗車運賃という設定はその日に 1 回しか乗らない場合のみに適用するもので、例えば、自宅から通院や買い物などへ行き、また自宅へ帰るといったような場合はこれまでと同じように 1 日乗車券をご購入いただくという想定をしております。

2 点目の運行方法の一部変更ということですが、こちらは朝 8 時台に黒川地区から三川のマツオカのバス停まで運行している便があります。現在ではマツオカが運行の終わりということでそこからは濃飛バスの白川中央線に乗り換えていただいて、白川口または白川北地区方面へご利用いただくというものです。今回の改正はその運行を白川口の駅まで直接行けるようにするものです。これにつきましては黒川地区からマツオカまで乗り濃飛バス

の中央線に乗り継ぐ利用のうち約 80%の方が白川口駅を利用しているという実態があります。黒川地域からの要望もあり運行の方法を見直すものであります。

ただし、資料の一番下を書いておりましたが、マツオカより先の白川口駅以外の施設やお店へ利用される場合は、これまで通り濃飛バスの中央線に乗り換えていただくことにしたいと思います。白川口まで運行する車両はスクールバス車両で、運賃については、1日乗車券の400円ということにしておりましたので、直接行く運行につきましても運賃等に変更はありません。見直しについての説明は以上です。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

今説明は終わりましたが利用者の要望に応じまして運賃の改正及び運行方法の一部改正ということでございます。

ご意見ご質問等ございましたらお受けいたしますのでよろしくお願いいたします。

加藤先生、運賃の関係がございましたが、何かご意見はございますでしょうか。

(加藤博和 名古屋大学大学院教授)

黒川からの便を乗り換えではなくて直接運行するということですが、まず確認しておく必要があるのはその分バスの利用者が減るってことです。一方でその分だけ走る経費は上がるということです。それはそれであっても当然乗り換えるのは皆さん嫌だと思ってしまうので、直接行くことにするわけですけど、そういう必ず何かやろうとすると何かを犠牲にする、ということになります。もう一つあって、白川中央線は河岐あたりを一周する形なので、白川口駅に行くのにちょっと時間がかかり、しかもギリギリのダイヤだったので、そのこともあり早く行った方がいいということです。

全体としてどういうふうにしていくのが一番いいのかということを考えながら、やってかなきゃいけないっていうのは注意していただきたいなと思います。全国的に見られる傾向は、当然直通がいいとか家の前で乗れるのがいいというのは常に出てくる要望なので、どこでもそれをやろうということになってそうすると結局経費だけが嵩むことになるわけですよ。タクシーというのは、バスの10倍高いものなんですよ。だから本来10倍払わなきゃいけないのにバスと同じとか、ちょっと高いぐらいで乗るってことはそれだけ誰かが補填しなきゃいけないし、さっきの話じゃないんですけど、全国的にタクシーがなくなる、つまり運転手がいなかったりか経営ができないっていう中で、そういうサービスというのが実は非常に贅沢なサービスなのです。運転手さんだって確保しなくてはいけないという中で白川はそこが大変だったのでバスもタクシーも存続できるかどうかという部分でやっています。

だから、何とかしてみんながちゃんと動けるようにしながら負担が多くならないようにするというのが本来の持続可能の大原則なので、もっと便利にしようとするのもっとお金が要るよ、というのは私もお願いしていかないといけないです。

その辺はこの会議できちんと話しをして決めていくということでもいいんじゃないかと思っています。別に当たり前のこと言っているだけなんですけど、そういうのバランスの上で、

これはやってもいいんじゃないのかというふうに私も納得しています。全体としてはそういうふうを考えてくださいというのを改めてお願いしたいということです。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

ありがとうございます。今の先生のお話にあった通り、利用者から見ると本当に便利になるだけですが、実際に動くのは経費の関係も必要になってまいりますので、少しでも利便性を上げようということでこの改正を予定しております。

他に何かご質問等ありましたらお聞きしますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは協議事項の1番については、この通りで改正をするという方向で進めてまいりますのでよろしくお願いたします。

次に町自家用有償旅客運送の更新登録申請について事務局から説明をお願いします。

(高木大輔 企画課企画係主査)

それでは自家用有償の更新の登録申請の資料が9ページになりますのでお願いします。

資料4としまして登録申請の書類というのをこの後に載せております。

そもそも道路運送法で自動車を使って、有料でお客様を乗せるということは許可を得ているバスやタクシーなどの交通事業者でないとできないということになっておりますけれども、自家用車を使って交通事業者さんだけで、このエリアの交通を全て確保することができないという場合に、一定の基準を満たして登録を受けることで、自家用車でも運行することができるということになっており、白川町では平成30年の10月からこの登録を受けて実施をしております。

今月末で、その有効期間というものが、2年間で終了するものですから今回更新の申請をするという内容になっております。

まず、資料9ページですけれども申請書の鏡となっておりこちらでは申請者は運行を行う白川町として、運行の方法は町営で交通空白の解消というものを目的に行うものとしております。また、運行の方法につきましては、路線バスのような時間や路線を定めて行うものではなく資料10ページ運送の区域ということで白川町と東白川村を範囲としまして、予約制で運行をするということにしております。

予約制バスの中で、区域外への運行というのがございますがこちらが唯一、町外である下呂市金山町まで運行を行っているものになります。ただしこちらにつきましては4ヶ所のみ行き先として定めておりまして行き先に白川町から乗っていただいて、また帰ってくるという運行のみとなっております。こちらの内容につきましては現在の運行内容と変更はございません。次に、事務所の名称及び位置についてですが、11ページの6番で事務所ごとに配置する自動車に関する部分ですが運転業務を事業者へ委託している地区と地域のドライバーさんで運転していただいている地区というものがおります。

また、各小中学校のスクールバス車両というのもこの運送に利用しておりますのでそういった車両全てを1ヶ所に置くということができないため中心となるコミュニティバスセン

ターと役場の各地区の出張所を事務所として登録をしましてそこにワゴン車やスクールバスを配置しています。台数につきましては、バス車両が6台、ワゴン車については、7台の合計13台を使用しております。

12 ページでは、運送しようとする旅客の範囲ですが、交通空白輸送ということで考え方をしましては白川町民だけでなく仕事や観光等、またそれ以外でも通院や買い物等で白川町を訪れる方、そういった方も対象としております。

次に運賃になりますが13ページに運賃表を載せております。先ほどご協議いただきました1乗車運賃というものを、今回の改正に合わせて追加をするということになっております。なお、1日乗車券というところに米印を載せておりますが、1日乗車券を購入いただいた方は予約制バスだけではなくそれ以外のJR接続便や濃飛バスの2路線、そういったものその日は何度でも利用できるものということで設定をしております。

14 ページは白川町と東白川の運行区域図となっております。

15 ページの地域公共交通会議において協議が調ったことを証する書類というものですけれども、この自家用有償運送を行うためには、本日この協議会には、地域の皆さんや交通事業者、運輸道路管理者や行政の関係者、また警察や有識者として加藤先生にも入っていただきまして、この地域に必要な交通手段であるという協議の上で合意をいただいて、運行ができるというものになっております。本日その合意をいただきたいと思っておりますその証明書類となっております。

また、16、17 ページには、この有償運送の運転手の名簿を載せております。有料でお客さんを乗せる場合は、二種免許というものがが必要になりますが、自家用有償の場合は、一種免許でも必要な講習というものを受けていただくことで運転することができるというふうになっておりまして、この中で、二種免許を持っていらっしゃる方は6名いらっしゃいますが、それ以外の方につきましても、全員必要な講習というものを受けていただいているという状況であります。

業務を委託している委託先の運転手さんが11人、地域ドライバーとしまして、黒川地区では10人、佐見地区では8人の方に運転をお願いしております。

18 ページ以降には、町営自家用有償運送の運行の安全を確保するための体制等を記載した書類となっております。運行管理責任者の名簿ですが2人いまして、町職員の今井と委託先である佐藤さんの2名を運行管理の責任者ということで位置づけております。

町職員の今井につきましては、3日間の運行管理の基礎講習というものを受けているということと佐藤さんにつきましては運行管理者の資格を有しております。

次に整備管理の責任者につきましても委託先の佐藤さんをお願いをすることになります。

19 ページでは運行管理と整備管理の指揮命令系統を載せております。町営有償運送の最終責任者は町長になります。その下に統括責任者ということで担当課の企画課長がおります。更に運行管理の責任者として先ほどの2名がいますけれども実際にその管理の業務を行うときに佐藤さんが不在になる場合には、小池さんと杉山さんが補助という形ですけれども、

必ず管理者が常駐しているという体制をとっております。なお、補助者の2名につきましても運行管理者の資格をとっていただいております。

また、運行管理責任者の下に運転手ということで先ほどの29名の方がいるわけですが、これも運行管理者の指示により運転業務を行う形になります。

安全な運行を確保するために運転手がそれぞれの判断で業務をしているわけではなく、運転業務の前にはアルコール、酒気帯びが無いかというのはもちろんですが、病気等で体調が悪くないのか、また寝不足等で安全な運転ができないことがないかなどを必ず運行責任者が確認をしたうえで運転手さんに業務を実施していただくことになります。

また、運行の中で車両や運行途中に異常がなかったかということも、運行の責任者に報告をして、確認を受けて運行を終了するという行っております。

もちろん事故等があれば、即時に責任者に報告ということにしておりますけれども、事故に至らない、いわゆるヒヤリハットという事例があった場合も、運転手さんはそれぞれ日報の方に記録をした上で運行管理の責任者に報告をすること、更には責任者においてはそういった情報を運転手全員で共有するという取り組みをいただいております。

なお、この運転前と終了後の確認というものは責任者と運転手が直接対面で行うことが本来であります。委託先の運転手さんは事務所にいますので、常時対面で行っておりますが、黒川と佐見地区のドライバーさんについては、責任者が常駐するコミュニティバスセンターまで往復で1時間以上かかってしまうということもあり、今はバスセンターと運行する車に設置しているテレビ電話というものを使って顔を見ながらアルコールの機械も写しながら確実に確認をする方法をとっております。

20ページには、万が一事故が起きてしまった場合の連絡及び苦情があった場合の処理体制ということで載せております。

登録の更新の申請の書類につきまして説明は以上とさせていただきます。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

登録の更新について説明しました。前回から変更したところも多々ありますけれどもその辺も含めて何かご不明点ご質問等ありましたらお願いします。

加藤先生からこの内容についての補足の内容がございますか。

(加藤博和 名古屋大学大学院教授)

説明していただいた通りですけどこんな面倒くさいことも色々ありますが、安全のためには必要、本当に必要なかどうかはもうちょっと議論しなきゃいけないと思っていますけど、ただ遠隔点呼であるとかそういう仕組みっていうのは、いろいろ入ってきてるんで以前はかなりそこが厳しいものがありましたけど、今こういう過疎地の実情に応じていろいろできるようになっているのは事実です。

その一方で責任に関しては、きちんと横家町長を筆頭にちゃんと体制を作っているということを、支局の方に出して認めていただくということになります。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

基本的な流れについては、現行の登録内容と変わりはないと思いますが、今日お認めいただきました運賃の関係などを若干変更しております。

このような内容で再度更新ということで申請をさせていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではご了承いただいたということでお願いします。

続いて協議事項 3 点目でございますが、試験運行おでかけしらかわ・ひがししらかわサポート便の見直しについて説明をお願いいたします。

(鈴木幸祐 企画課企画係長)

白川町企画課の鈴木といいます。よろしく申し上げます。引き続き資料は資料 No. 5 ということで 21 ページをご覧いただきたいと思います。

おでかけしらかわ・ひがししらかわのサポート便の見直しについて挙げさせていただいております。そもそもこのサポート便が何かという部分ですね、この運行を行う部分の目的が一番書いてございます。現行の体制につきましては特に平日を主として行っております。高校生の通学につきましては、土日についても対応していますが、現状の仕組みでは対応することができない需要への対応とあわせて、そういった利用がどれくらいあるかという実態の調査も兼ねまして公共交通の充実を図るために試験運行といった形で運行を行っているものです。これにつきましては、昨年の 9 月の協議会で、皆様からお認めをいただきまして 11 月から運行をしている内容になります。

本日は利用状況の報告と一部見直しをさせていただきたいということで、ご協議をお願いいたします。また、目的の中段あたりに書いていますが冒頭加藤先生からもお話しがございましたように町内唯一の交通事業者であるタクシー会社が 5 月から休業となりタクシーが動いていません。タクシーが無くなったことによって地域間の移動等について、対応できていない部分もあるということで、そういったタクシー的な移動の部分についてもこちらの便で対応していきたいという考えで運行をしているものになります。

期間につきましては、昨年の 11 月から今年の 9 月 30 日まで試験運行を行ってきました。今月末でその期間が終わるということで来年の 3 月末までこの試験運行を延長する部分についてご協議をいただきたいと思っております。

運行の位置付けにつきましては、ここに書いてございますように現在は町営の自家用有償の一部として運行をしております。運行の範囲につきましては、白川町内ということで運行の方法についてはここに書いてありますように、基本的に前日までの事前の予約制により運行をしておりますが、直前の予約であってもバスセンターで対応可能な部分については動いていただいております。運賃につきましては、おでかけしらかわの運賃をそのまま適用する形で 1 日乗車券運賃として地区内 400 円、地区外 600 円とその適用としております。今後につきましては利用状況の確認をしながらここに 3 点ほど挙げておりますけど、現状対応できていない休日の移動手段として今後どうするかという部分や町村外からの来訪者の移動手段、また白川町と東白川は一体の区域で運行していますので、例えば東白川の方もそういった移動がしたいと言ったときにこの便で対応できるような部分も少し今後

検討に入れながら、来年度に向けて協議を進めていきたいと思っております。22 ページに昨年の 11 月からの利用状況ということでまとめさせていただいております。

11 月から 3 月までは白川タクシーによると運行ということで、この部分をタクシーに担っていただいております。先ほど申し上げましたように休業中ということで今年 4 月以降は町営事業で運行するというのでバスセンターで予約を受けて運行するといった形で変更しております。ご覧いただきましたように、土日、祝日の利用が圧倒的に多いということで、先ほど申しました、現状対応できていない部分にご利用いただいている実情になってございます。再度になりますが、今回の見直しにつきましては、運行の内容等につきましてはこれまでと変わりませんが、試験運行の期間を来年の 3 月 31 日まで延長させていただきたいという部分でご協議をいただければと思います。

説明は以上です。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

今説明をしましたように内容はそのままでございますが、期間を 3 月末まで延長し、その後の検討に進めたいという提案でございます。何か質問等ございましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。

(佐藤久仁 大新東株式会社)

大新東の佐藤です。利用目的の目的別の利用者数ですが、買い物 42 件、通院 36 件とありますが、買い物の 42 件の内訳は、蘇原地区が 8 割ほどを占めております。この理由について平日は三川マツオカから蘇原までの区間の運行のみとなっております。そのため土日のサポート便をうまく利用して乗り継ぎなしで白川地区に買い物に行ったり、白川北地区の道の駅の方に買い物に行ったりという方が、蘇原地区で多くおみえになります。

また、白川の地区から黒川の歯医者の方に行かれるような方もおありまして、平日に黒川に行く場合については便が少ないということもあって、土日をうまく利用して通院されております。今後の考え方の 3 番目の白川町と東白川村との間の移動手段ということで出ておりますが、東白川の方に行きたいお客様からの問い合わせは多少なりともあり少しずつ東白川方面のお客様の問い合わせも増えてきておりますので、今後移動手段として検討していただきたいと思っております。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

今の東白川との移動の部分というのは実際はどうしていくのか、何か具体的な案があれば説明をお願いします。

(鈴木幸祐 企画課企画係長)

白川町と東白川村との移動手段ということで、東白川村との具体的な調整はできておりません。この試験運行を延長する中で東白川への移動手段も含めてサポート便で動けるか動けないかということも含めて考えたいと思っております。先ほど言われましたようにタクシー的な動きをする乗り物になりますが 400 円ないし 600 円というかなり安い運賃での設定という形になります。これが例えばかなりニーズが増えた場合の、どこまでの対応ができ

るかという部分も含めて検討する必要があると思っています。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

今後試験運行を継続する中で東白川と検討を重ねていくということになります。

加藤先生はサポート便に関してはいかががお考えでしょうか。

(加藤博和 名古屋大学大学院教授)

これ、運賃が1日乗車券を適用するというはこのサポート便が一番便利な乗り物ということなんですよね。先ほど議決したときに予約便については半額の1回運賃も設定するというにしましたけど、サポート便については、1日乗車券運賃ですので2回以上乗ったらものすごい安くなります。そこがタクシーの怖い部分でいろんなところで乗り放題タクシーをやって全部破綻しています。理由は単純でそれが便利だとわかると乗りまくる人が出てくるので、結果破綻してしまうのです。いかに多くの方に貴重な資源をシェアして使ってもらうかが大事なので、そういう意味では、1人の方がそういう東白川と白川の間を長く乗るっていうことを例えば往復でやるとかっていうのは、それをやっている間に他の人がもっと短いところを行ったり来たりすることができなくなるということなので、もしそういうことをされるんだったら高く取らなきゃいけないのでこの運賃はあくまでも暫定的なもので見直していかなきゃいけないと思っています。これはタクシーが無くなったことによるものなので、こういうことになってしまっているんですけど、あくまでも3月31日までということだから、それまでに新しい策を考えていかなきゃいけないと思っています。この4時間バスが無い時間があるというのは都合がつかない状況なので、これこそ小型車両とかで、間を埋めるような便を考えていかなきゃいけないのではないのかなと思うのです。だから定期便をやるのが一番いいんだろうなと思います。

そうでないと、外から来る方は列車に合わせて来町され、当然列車で降りて一緒になっていけばいいってことなので定期便でいいとなるので、そういう検討がこれからあるのかなと思います。とにかくこういうふうに自由に動ける乗り物を同じ日に設定するっていうのは、非常に危険で使い出したらこれが当然になってしまいます。バスに乗ってくれなくなってデマンドの運賃を値上げすると反発がすごくなっちゃうんですよね。

だけど本来はそんな金額では絶対に乗れなくて、どこかがすごい額の支援をしていることになります。注文を聞いても答えられないということにならないようにするということが必要なのでそういう意味では少し問題がある内容だと思います。タクシーがなく、タクシー的なサービスはもうこれは公営でやらざるを得なくなっているんで、別にそれがおかしいことじゃないというふうに考えてもらえばいいと思います。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

ありがとうございます。今回は運行期間の延長ということですので半年間にそこまでの詰めが出来るかどうか今のところ分かりませんが、先生がおっしゃる通り今は無くすというわけにもいかない状況もございまして、来年の3月末まで期間を延長した中で次年度以降についてしっかり考えていくということになるのかなと思います。

サポート便の見直しにつきましてはこの案の通り延長ということで見直してよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではご了承いただいたということで見直しについても進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

協議事項については以上で終了いたしましたので、その他について事務局から説明をお願いいたします。

(鈴木幸祐 企画課企画係長)

その他の1点目ということで、資料の23ページをご覧いただきたいと思います。

今年度の活性化協議会の事業の一つということで今年の3月の協議会の中でも皆様にご案内をさせていただきました。東白川と白川町の道の駅と公共交通の連携事業という形で、道の駅レシートラリー2020を現在実施しています。

資料にございますように、今月末が期限となっています。内容につきましては、このチラシをご覧いただければと思いますが、裏面に14ページにありますように3つの道の駅を回っていただいております。お買い物をしていただくと、公共交通を利用した場合は300円以上のレシート、自家用車を利用した場合は700円以上とレシートを貼付して応募をしていただきますと、23ページにございますように両町村の特産品が当たる企画になっています。

昨年も同じような企画でやっておりまして70件ほどの申し込みがありました。今年は新型コロナの影響もありまして積極的なPRもできない状況でしたが、状況も少し良くなり現在35件ほどの応募が来ているようです。皆さんにも応募いただければと思いますし、企画のPRをしていただければと思っていますところですが。

もう1点ですが、議題には載せておりませんが皆様の机の上に別紙で資料をお配りしています。おでかけしらかわ・ひがししらかわの利用実績ということで別冊で1枚ものを配付させていただきました。前回7月22日の活性化協議会で、6月までの状況としてお知らせをしたところですが、今回7月と8月の実績が出ましたのでご覧いただければと思います。濃飛バス、JR接続便、予約制バスの状況をそれぞれ載せております。

濃飛バスに関しては7月、8月につきましても、マイナスの部分は若干減ってはいますが、昨年と比較しますとまだ2割ほど減という状況になっています。高校生が主に使っておりますJR接続便は8月に入り利用もかなり戻ってきている状態です。また同じように予約制バスについては、8月は若干のプラスということで、特に高齢者の方を中心に通院や買い物で利用をいただいている分が戻りつつあるのかなと思います。今後も注意してみたいところですが、必要があるということを引き続き思っているところですが。

あわせて、7月の協議会で地域の公共交通崩壊を食い止めるための緊急アピールということで採択をいただきました。地域のおでかけを守るためにというタイトルで白川町の広報紙で紹介して、町内全世帯に配布をさせていただいたものです。裏面を見ていただきますと、7月28日の中日新聞でこの緊急アピールをご紹介いただいた内容を本日配付させていただきました。引き続き新型コロナの状況が読めない状況ではありますが、感染予防対策をしっかり行い、安心して皆さんにご乗車いただけるようなPRをしたいと思っております。

その他の説明は以上です。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

その他について説明がございましたが、特によろしいでしょうか。

(加藤博和 名古屋大学大学院教授)

スタンプラリーですが、今3つの道の駅のホームページ見たんですけど一切書いてないです。全く書いてないです。検索するといろいろ出るんですけど、道の駅のホームページに書いてないです。それからついながら、各道の駅のアクセスのところを全部見ました。

そうすると例えば道の駅美濃白川については一切バスのことは書いてないです。

それから東白川茶の里、これは大明神行きと書いてあるし、停留所が陰地集会所って書いてあります。それからクオーレについては最新の時刻表は載っていますけれど、行き先がやはり大明神行きです。こういうのじゃもう話にならないですよ。こんなの本当に恥ずかしいですよ。こういうのって本当に困ることで、この道の駅の3つの担当の方に話しして、ホームページが間違っているから、差しかえをお願いすると担当の意識が上がるってのもあるし、あるいは最新情報はいつもおでかけしらかわのホームページにリンクするとか方法はあはずです。せっかくやっているのだからそういうことをどんどん露出していかないといつまでも昔のままになっていたらどうするの、という話しです。

あとは今日も改めて思ったんですけど僕は越原消防センター行きに乗りましたけど、越原が読めないし、東白川を出した方がいいですよ。東白川に行こうとしている訳で誰が消防センターにバスに乗ってわざわざ行くのとなるでしょう。

そういうふうに白川口駅を降りたら、そこにバスが止まっていてバスでいろんなところ行けるんだけどそれは東白川のこんなところもいいけどあんのところにも行けるっていうふうにそうやって教えないと駄目ですよ。それがこんなホームページでこんな調子ではもう駄目でしょう。そういうのを見直すと同時にやってもらえると良いですし、間違いはすぐ直してもらいたいです。今ちょっとレシートラリーがなんで載ってないのかと、そもそも思いましたので。9月30日までだから今すぐにでもやってください。そうしたら僕はすぐに書きますし皆さんSNS持っている人はみんなやって欲しいです。それがどんどん大きな波になるのですから。それをやらないといつまでたっても間違っているのを誰も見ないまま化石のようになってしまいます。ぜひそういうことをお願いしたいと思います。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

ご指摘ありがとうございます。ホームページの訂正、レシートラリーの周知については大至急対応をしたいと思えます。これで全ての事項が終わりました。大変スムーズな進行にご協力くださりましてありがとうございます。事務局の方へお返しします。

(長尾弘巳 白川町役場企画課長)

ご協議いただきまして誠にありがとうございます。ご協議いただいた内容に基づいて更新の手続き等を進めてまいります。

それでは最後に閉会の言葉を東白川村の桂川参事よろしくお願いたします。

(桂川憲生 東白川村参事)

加藤先生には本日も多くのご助言ご指導ありがとうございました。

また皆様には、お忙しい折にご参加いただきましてありがとうございました。

引き続き満足度の高い地域公共交通のためにご協力をお願いしたいと思います。

それではこれで第16回白川東白川地域公共交通活性化協議会を終了いたします。

ありがとうございました。